

#### 4. ガラパゴス特別法（邦訳）

##### エクアドル共和国およびチャールズ・ダーウィン財団との間のコロン あるいはガラパゴス諸島における生物学ステーション設立に関する合意書（和訳）

1. チャールズ・ダーウィン財団は、コロンあるいはガラパゴス諸島における動物相および植物相保全のためにエクアドル政府と協力することを目的として、同政府ならびに国連教育科学文化機関(ユネスコ)策定のプロジェクトに基づき、同諸島および周辺海域の動植物相の保存・確保および土壌保全、自然環境下の野生種保護に向けた調査のための生物学ステーションを同諸島に設立することを了承するものである。同ステーションは、「チャールズ・ダーウィン生物学ステーション」と呼ばれ、サンタ・クルス島のアヨーラ港の東に位置する。
2. チャールズ・ダーウィン財団は、エクアドル国科学機関と協力の上、上記ステーションにおいて科学的研究を実施し、その結果ならびに継続に関する定期報告書を共和国政府に提出する。
3. 前述の科学的研究とは、共和国が統治権ならびに管轄権を有するコロン諸島およびその周辺海域の大気、土壌、植物相、動物相の研究を含む。
4. チャールズ・ダーウィン財団は、共和国政府あるいは特に、海洋物理学、海洋生物学、気象学、地震学、土壌学関係の国の所属機関または後援機関により作成された科学的研究プログラムにおいて、財団の許す限りの手段をもって協力する。但し、ここに挙げる分野に制限されるものではない。
5. チャールズ・ダーウィン財団は、その可能性の中で、複合技術学校、大学、その他の国内の教育あるいは研究機関に関係するエクアドル人科学者をステーションに受け入れ、その施設を彼らに提供し、その利用のために便宜を図るものとする。
6. チャールズ・ダーウィン財団は、財団の許す限りの手段を通して、活動フィールドを形成する分野の中で、エクアドル固有の研究実施に貢献し、そのために財団の施設利用に便宜を図るものとする。
7. 財団は、ステーションに迎え入れるエクアドル人科学者および研究者に対して、財団執行理事会が用意する合意に基づき、外国人スタッフと同等の扱いおよび制度を適用し、ステーション所長は、この義務遵守の責任を負う。
8. 財団は、生物学ステーションにおいて着手している研究結果をエクアドル国政府に通知するものとし、その発行物の適正部数を同政府の利用に供するものとする。さらに、主に気象、海洋、地震学等関係データに関してファイルへのアクセスの自由を与える。
9. チャールズ・ダーウィン財団は、生物学ステーション稼動のため、ラボラトリー、ワークショップ、倉庫、住居等の必要と思われる建物を建設する。このため、エクアドル政府は、サンタ・クルス島内にチャールズ・ダーウィン生物学ステーション設置用地を無償で提供する。用地は、約 210 ヘクタールの面積をもち、南はネルソン・ホテルから始まり二番目の断崖の交差点までの 3km の砂浜、西は墓地の外角から最初の断崖までの 700m の直線、北は中間に平野の森林のある 3km の直線、東は前述の直線の最終部分の直線に境界を接しており、

北から南に位置しており、砂浜に垂直になっている。

10. 上記用地のそばに、前条項の記述と一体化し、既述の境界線に限定される土地が存在するため、エクアドル政府は生物学ステーションの合意に基づき、その独立機能を妨げないため、さらに活動拡大に伴う生物学ステーションの拡張の可能性を考慮し、財団が必要とあればその土地の使用に対して優先的選択権をもつことが出来、あるいは計画された土地利用形態がステーションの通常の適正な機能に影響を及ぼさないよう、その土地に何らかの利用計画がある場合は、事前に通知するものとする。

11. チャールズ・ダーウィン財団は、コロンあるいはガラパゴス諸島活動計画に向けた独自の拠出金に基づき記述の建設を行う。拠出金は、この目的のためにエクアドル政府が示したもの、および同目的のために得られるその他の資金からとする。

12. コロンあるいはガラパゴス諸島におけるチャールズ・ダーウィン財団の活動は、本合意書の満了を以って終了する。財団による建造物および内部に設置された科学機材はエクアドル政府の独占所有に帰し、チャールズ・ダーウィン財団はこれらに対して何ら異議を唱えないものとする。

13. エクアドル政府は、生物学ステーション稼動のため財団が招致する人員の入国および滞在に便宜を図るため、各ケースについて当事者に猶予ビザを与え、財団がチャールズ・ダーウィン生物学ステーションのために雇用する外国人に対しては、国際協定に従いエクアドル国内で業務遂行する国連機関の人員と同様の扱いを行う。

14. エクアドル政府は、財団がチャールズ・ダーウィン生物学ステーション稼動のために行う建設に対する税金の免税あるいは免税措置を行う。また、法の許すところにおいて、財団がチャールズ・ダーウィン生物学ステーション稼動およびその作業や研究のために国内に持ち込むべき機材、機械、船舶、器具類、パーツ、付属品およびその他の資材の関税、領事査証料などの通関料および付加税を免税する。チャールズ・ダーウィン財団は、エクアドル政府との合意がない限り、こうして免税された物品をいかなる名目においても他の第三者に譲渡してはならない。

15. エクアドル政府は、財団所有および財団がその作業実施に必要とする船舶のメンテナンスあるいは運営に対するすべての課税を免除する。これらの船舶は、航行あるいは衛生の技術的コントロールに関わるものを除き、当局からの行政的管理の対象とならない。

16. エクアドル政府は、チャールズ・ダーウィン生物学ステーションのより良い稼動に金銭的に貢献するため、国庫の可能性に応じて国家一般予算内に毎年公共教育省から財団への予算を計上する。

17. チャールズ・ダーウィン財団は、その財源がどのようなものであれ、また自らの資源に由来するものであれ、国際為替法およびその規則にのみ制限され、その資金を自由に裁量することができる。

18. エクアドル政府は、チャールズ・ダーウィン財団の執行理事会に政府代表として少なくともエクアドル国籍者一名を指名する権限を有する。この指名は、財団実行理事会メンバー

任命に関する財団定款に定めるところに従い行われる。

19. チャールズ・ダーウィン財団は、生物学ステーション運営において、コロンあるいはガラパゴス諸島関係特別法を含むエクアドル法規を遵守する。また、財団の科学者ならびに技術者および財団が招致した研究者、チャールズ・ダーウィン生物学ステーションで働く全人員もこれに従うものとする。

20. 本合意書は、コロンあるいはガラパゴス諸島、またその周辺海域の国家の統治・管轄権ならびにチャールズ・ダーウィン財団が明らかに従う統治・管轄権に影響せず、今後も影響することはない。

21. エクアドル政府は、財団との恒常的協議の上、法的可能性の中で財団の事業が完全かつ申し分なく遂行されるよう、必要な協力と支援を与える。

22. エクアドル政府は、可能な限りにおいて、コロンあるいはガラパゴス諸島とエクアドル大陸領土内を行き来するチャールズ・ダーウィン財団の職員および被雇用者が国の交通手段を無償で利用できるよう、必要な規定を定める。この無償輸送は、特に海軍船舶において行われる。さらに、エクアドル政府は、チャールズ・ダーウィン財団の職員および被雇用者に対して、コロンあるいはガラパゴス諸島とエクアドル大陸領土内間の通信サービスの無償利用を許可する。

23. チャールズ・ダーウィン財団は、コロン諸島の自然、植物相および動物相の保護に関してエクアドル政府が行う相談に答えるものとする。政府は、前述の側面に関していかなる手段を講じる場合も、事前に財団に相談することができる。共和国政府は、財団の意見を考慮するが、これは強制的性格のものではない。

24. 本合意書は 25 年の継続期間を持ち、該当期限または期間満了の 90 日以前に、双方いずれかから他方に対する書面による反対表明通知がなければ、5 年間延長可能とする。

25. 本合意書は、その署名の日付を以って効力を発し、双方が事前に本合意書に関して行った手続き、作業、調査等を損なうものではない。

26. 本合意書は、その全文がエクアドル国法規に従うものとする。チャールズ・ダーウィン財団は、本合意書に関してエクアドル国法規ならびにエクアドル国統治権に言及するすべてを遵守し、そのため契約住所をキト市に定めるものとする。

キト市において 1964 年 2 月 14 日スペイン語にて同等に真正である 2 通を作成する。

エクアドル共和国政府代表

署名 Armando Pesantes García  
暫定外務大臣

チャールズ・ダーウィン財団代表

署名 Víctor Ven Straelen  
総裁

注：本文書は、1964年2月15日付け官報 No.181、ページ 37 - 40 に公示されたものの忠実なコピーである。

右証明する。Dr. Daniel Evane

チャールズ・ダーウィン生物学ステーション所長